

■ 高等教育の修学支援新制度(多子世帯支援含む)

■ 日本学生支援機構貸与奨学金(返済義務有)

募 集 要 項

2026年度春学期に標記の奨学金の募集を行います。制度の詳細については日本学生支援機構「奨学金案内」にて必ず確認し、出願を希望する場合は本要項の内容を確認のうえ、期日までに手続きを行ってください。「奨学金案内」については奨学支援グループのWebサイトに掲載しています。

なお、「修学支援新制度」とは、日本学生支援機構から給付奨学金が支給されるほか、国より授業料等減免を受けることができる制度です。日本学生支援機構の給付奨学金の採用となった方は、授業料等減免の対象者にも該当します。

個人情報の取り扱いについて

日本学生支援機構貸与奨学金及び大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の出願に際し、スカラネット上で入力された情報及び提出書類等に記載された情報は、関西大学で定める個人情報保護方針に基づき、奨学生の選考及び奨学金業務運営のために利用されます。また、個人が特定されないよう処理した個人情報を統計的な扱いに限定します。当該個人情報については、上記の利用目的の適正な範囲内において、日本学生支援機構、文部科学省、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供し、個人情報の漏えいや流出がないよう適切に管理いたします。

修学支援新制度申請者に係る授業料・諸費の取扱いについて

大学が定める所定の期日(PIの提出日時)までに、新たに修学支援新制度に申請を行った学生(新規申込者)のうち、授業料・諸費の納入猶予を希望する方は、支援区分決定までの間、授業料・諸費の納入を猶予し、支援区分決定後に授業料から支援額を減免します。ただし、**如何なる理由であれ、所定の期日(春学期は6月上旬・秋学期は11月上旬)までに支援区分が決定していない場合は、授業料・諸費の全額を請求します**。納入後に、授業料等の減免対象であることが確認できた学生には、支援区分に応じた減免額を後日還付します。なお、授業料・諸費の納入猶予を希望しない場合も同様の取扱いとなります。

I 募集制度(奨学金)

- ・修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免)
- ・日本学生支援機構貸与奨学金(第一種・第二種)

※日本学生支援機構の「奨学金案内」にて、制度内容や
出願資格等を事前によく確認してください(右記のQRコードを参照)。



II 奨学金出願スケジュール

「1」～「5」の手続きを行うことで出願が完了します。

1 出願書類の準備

出願に必要な書類を奨学支援グループ Web サイト「https://www.kansai-u.ac.jp/scholarship/2026_27.html」に掲載します(右記のQRコードを参照)。出願書類を印刷し、必要事項を記入してください。出願に必要な書類は以下のとおりです。



- ・出願書類

全員	修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免)を希望する場合	・2026 年度春学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書 ・学修計画書
	貸与奨学金を希望する場合	・2026 年度春学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書
該当者のみ	あなたが「日本国籍以外」で出願可能な在留資格を有する場合 ※詳細は「給付奨学金案内(P14)又は「貸与奨学金案内(P9)」を参照	・在留カード(コピー)・特別永住者証明書(コピー)・住民票の写し(原本)等、在留資格・在留期間が明記されているものいずれか1点 ※在留資格が「家族滞在」の場合は「出入国記録の写し」(原本)も必要。
	あなたが「社会的養護を必要とする人」である場合	・施設等在籍証明書・児童(里親)委託証明書・措置解除決定通知書 等(コピー可)、満 18 歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類

【修学支援新制度を希望する際の願書作成時の留意点】

修学支援新制度に出願する場合は、「授業料等の負担が困難」もしくは「多子世帯に該当」いずれかの認定事由に基づき申請を行う必要があります。そのため、「2026 年度春学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書 7_修学支援新制度の希望する認定事由について」の項目に必ず☑をしてください。

なお、多子世帯支援に該当する方は、「授業料等の負担が困難」と「多子世帯支援に該当」の両方に☑しても問題ありません。

(出願願書 抜粋)

【7】(修学支援新制度希望者のみ記入) 修学支援新制度の希望する認定事由について

修学支援新制度の出願を希望される方は、以下の希望する認定事由を必ず選択してください。
なお、多子世帯に該当する場合は、両方に☑をしても問題ありません

授業料等負担が困難

多子世帯に該当

2 出願書類の提出

以下、提出日時に必ず出願してください。出願時にその後の手続きに必要な「スカラネットの識別番号（ユーザーID・パスワード）」と「奨学金確認書兼地方税同意書」を交付します。

・提出場所及び日時

キャンパス	提出場所	提出日時
千里山	誠之館2号館 多目的会議室(1階) (※最終ページを確認してください)	4/9 (木)、4/10 (金)、4/13 (月) 11:00~15:00
高槻	A棟2階第2会議室	4/10 (金) 11:30~13:00
高槻ミューズ	西館2階マルチミーティングルーム2	
堺	A棟2階会議室C	
吹田みらい	サウスウイング地下1階S002教室	

※上記提出日時を過ぎた書類提出には応じられません。

※所属学部のカンパスにて出願してください(原則として、他キャンパスでの受付はいたしません。やむを得ない事情がある場合は事前に各キャンパスの奨学金窓口にお問い合わせください)。

3 スカラネットの入力 (インターネット)

【入力期間】:4月9日(木)~4月16日(木)

出願書類の提出時に交付される「スカラネットのURL及び識別番号(ユーザーID・パスワード)」を使用し、「奨学金案内」および「スカラネット入力下書き用紙」を参考にスカラネットの入力を行ってください。「奨学金案内」および「スカラネット入力下書き用紙」は奨学支援グループWebサイト(「1 出願書類の準備」に記載)に掲載しています。

※スカラネットとは、日本学生支援機構の奨学金申込専用ホームページのことをいいます。

4 マイナンバー等の提出 (インターネット)

スカラネット入力後、「メインメニュー」の「個人番号(マイナンバー)の提出等」から「奨学金案内」を参考に提出してください。

※生計維持者は原則父母となります。父母が無職の場合でも生計維持者に該当するため、必ずマイナンバーを提出してください。

※入力内容に誤りがあった場合は奨学金の選考が遅れますので、必ずすべての情報が正しく入力されていることを確認してください。

5 「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出 (郵送)

マイナンバー提出等の手続完了後、1週間以内に、出願書類の提出時に交付される「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構に直接郵送してください。

※内容に不備があった場合や提出が遅れた場合は、奨学金の選考が遅れます。

6 採否通知及び奨学金振込日

【結果判明時期】:6月または7月

※結果が判明した方から、インフォメーションシステムの個人伝言にて通知します。なお、結果の詳細は日本学生支援機構のスカラネットで確認を行います。

【振込日】:6月11日(水)または7月10日(金)〔予定〕

※4月分から遡って振り込みされます。

※マイナンバーの入力及び登録内容、奨学金確認書兼地方税同意書の提出不備や日本学生支援機構での審査に時間を要した場合などは、採否結果が大幅に遅れることがあります。

Ⅲ 奨学金の学力基準について

奨学金の出願については、学力の基準と併せて、申込資格及び家計基準も満たす必要があります。詳細については、「[奨学金案内](#)」を必ず確認してください。

1 修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免）

学業成績等に係る基準は【表1】のとおり、在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が【表2】の①～③のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

【表1】

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年以上を経過した人	<p>次の①又は②のいずれかに該当すること</p> <p>①GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること</p> <p>②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること</p> <p>（注）標準単位数=2025年度の学年×（各学部の卒業所要単位数÷4）</p> <p>※採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。</p> <p>※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。該当する可能性のある方は奨学支援グループに相談してください。</p>
入学後1年を経過していない人（2025年度秋学期入学者を含む）	<p>次の①～③のいずれかに該当すること</p> <p>①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること</p> <p>②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること</p> <p>③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること</p>

※編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数で判定されます。

ただし、カリキュラム等の関係で、成績に問題はないが編入学後の標準単位数等に満たない場合は、編入学試験の成績等から総合的に判定します。

※入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、奨学支援グループに相談してください。

【表2】

<p>①修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと</p> <p>②修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること</p> <p>③履修科目の授業への出席率が6割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること</p>
--

※上記①～③のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。その場合は、奨学支援グループに相談してください。

※編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で①～③のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

※最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

2 貸与奨学金

(1) 第一種奨学金のみ又は併用貸与

※第一種奨学金と第二種奨学金を併せて借りることを「併用貸与」といいます。

- ・新たに第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に出願する場合
- ・既に第一種奨学金に採用されている方が、新たに第二種奨学金を出願する場合
- ・既に第二種奨学金に採用されている方が、新たに第一種奨学金を出願する場合 など

1年次生	高等学校調査書の学業成績評定平均値が3.5以上の者 ※入学試験の出願時に提出した調査書の成績で判定を行います。高等学校等の卒業時点で上記の基準を満たす場合は、速やかに各キャンパスの奨学金窓口に応じ出してください。
2～4年次生	次の①及び②の条件をともに満たしている者 ①下表の【出願基準単位数】を満たしていること ②大学における評定平均値(下欄の計算式による)が2.20以上の者
評定平均値の計算式	$\text{評定平均値} = \{ (\text{「秀・優」の数} \times 3) + (\text{「良」の数} \times 2) + (\text{「可」の数} \times 1) \} \div \text{修得科目数}$ ※卒業所要単位数に算入することができる科目のみ計算に用い、小数点第3位を四捨五入する。(GPAとは異なりますので注意してください。)

※上記の学力基準を満たしていなくとも、以下に該当する方は学力基準を満たすものとして取り扱う場合があります。該当する方は奨学支援グループに相談してください。

- ・生計維持者の貸与額算定基準額が0円の方(算出方法は『貸与奨学金案内』のPIIを参照)
- ・生活保護受給世帯の方
- ・社会的養護を必要とする方(児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている方等)

(2) 第二種奨学金のみ

1年次生	本学への入学をもって学力基準を満たす
2～4年次生	下表の【出願基準単位数】を満たしていること ※第7・8学期生については、卒業見込みが確認できれば出願可能です。 ただし、標準修業年限を超える8学期生については対象外です。

【出願基準単位数】

在学学期数	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期
単位数	30	45	60	75	90	110

※在学学期数は2026年度春学期時点の在学学期数を示しています。(休学した学期を算入せず。)

※単位数は2025年度秋学期までに修得した科目のうち、卒業所要単位数に算入することができる科目の合計単位数を示しています。

IV 奨学金の家計審査について

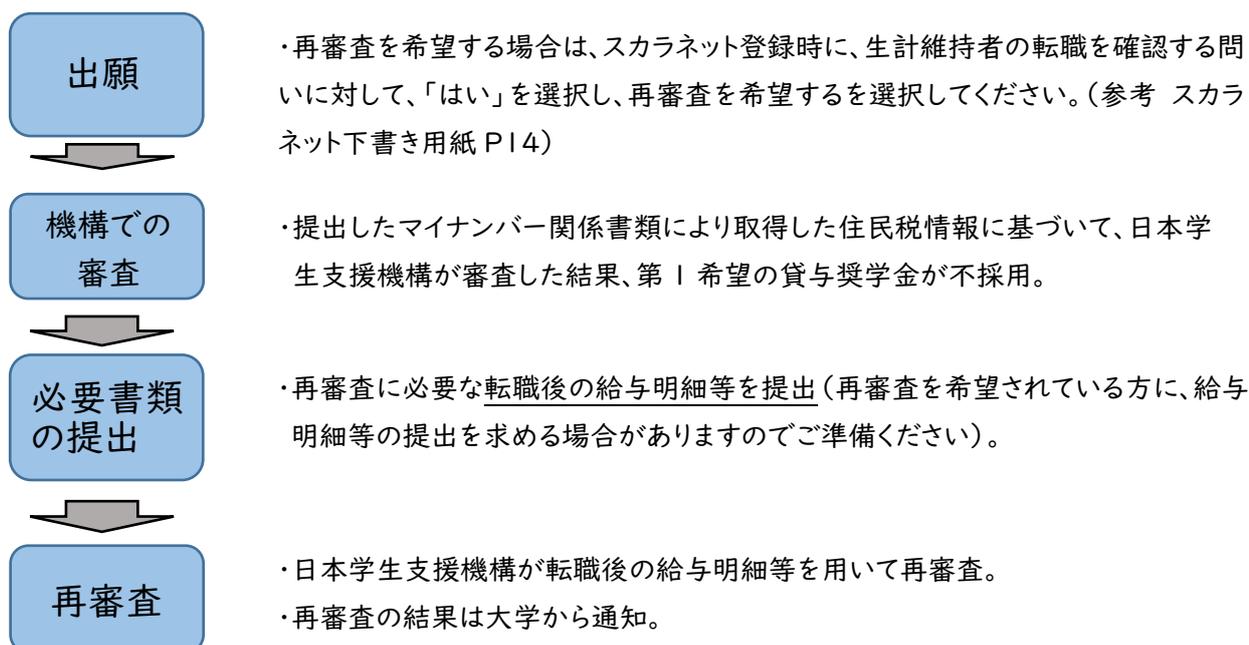
給付・貸与ともに収入については、マイナンバーにより取得した2024年分(1月1日～12月31日)の収入に基づく2025年度住民税情報を用いて日本学生支援機構が審査します。

【貸与奨学金の審査上の注意点】

(1) 生計維持者が2024年1月2日以降に転職(再就職)・起業している場合の取扱い

住民税情報に基づく審査の結果が第1希望とならなかった場合、希望により、転職後の減収した収入より再審査を受けることができます。

「転職後の収入を用いて審査を行うフロー」



(2) その他の特別な状況について

生計維持者が死亡、失職(退職、会社倒産、廃業)、離別、災害等に罹災した、事故・病気等により就労困難(休職による収入減少)、また同一生計の家族が事故・病気等となった(支出増大)、父母等による暴力等からの避難等の家計状況に特別な事情が生じた場合は、緊急採用・応急採用での出願も可能となります。緊急採用・応急採用については、直近の収入状況での判定が可能となる場合がありますので、家計に特別考慮すべき事情が生じた方は、事前に奨学支援グループに相談してください。

【修学支援新制度の審査上の注意点】

資産基準について

家計基準とは別に資産基準が設けられております。申込日時点の出願者本人と生計維持者の資産額が対象となります。「給付奨学金案内」のP9を参照の上、出願してください。

V その他及び前年からの変更点等

1 多子世帯の支援に伴う修学支援新制度の拡充について

生計維持者が2024年12月31日時点(春学期出願の場合)で扶養していた親族の数が3人以上である世帯への修学支援新制度が拡充されます。奨学金の支給金額や授業料減免額等、制度の詳細については、「給付奨学金案内」(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html)や文部科学省のWebサイト(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)をご確認ください。



2 特別な事情に該当する場合について

「2026年度春学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書」のその他、特別な事情(以下の①~⑤)に該当する方は、別途書類の提出が必要な場合がありますので事前に各キャンパスの奨学金窓口へ申し出てください。

- ①申込者本人・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合
- ②申込者本人・生計維持者が海外に居住し、2025年度(2024年1月~12月分)の住民税が課税されていない場合
- ③多子世帯に該当する方で、2025年1月1日以降に、住民税における扶養の情報に反映されない新たに生まれた子等がいた場合や、離婚等により扶養する生計維持者に変更が生じている場合は、一定の条件に基づき、多子世帯の判定のための「子ども」の数に加えることができます。新たに生まれた子等を加算しても「子ども」の数が2人以下である場合は、申告の必要はありません。
- ④給付奨学金を希望する人のうち、進学するあなたが家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、申請書の提出により、進学するあなたの所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。

3 大学等に進学するまでの期間に関する要件について(変更点)

これまで、支援の対象となる要件として、高等学校等を卒業した年度の翌年度末から2年を経過する前に大学等に入学していることを要件とされていました。2026年度から、「災害、傷病その他のやむを得ない事由」により、高等学校等を卒業した年度の翌年度末から2年を経過する前に入学することが困難であったと認められる場合は、4年を経過する前に大学等に入学していれば、支援の対象とすることを可能とする運用に変更となりました。詳細は「給付奨学金の案内」のP6をご確認ください。なお、該当する可能性のある方は、速やかに各キャンパスの奨学金窓口までご相談願います。

4 授業料等の納入猶予取扱いについて(変更点)

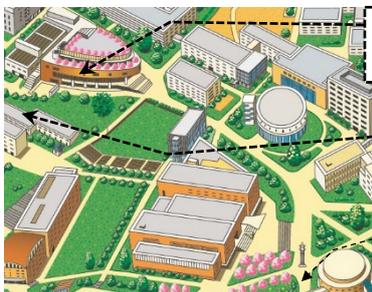
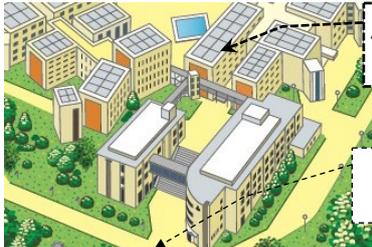
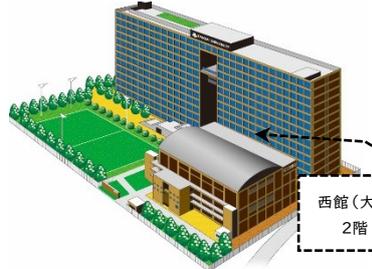
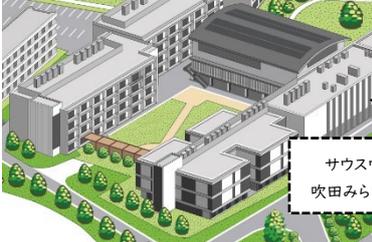
大学が定める所定の期日(P2の提出日時)までに、新たに修学支援新制度に申請を行った学生(新規申込者)のうち、授業料・諸費の納入猶予を希望する方は、支援区分決定までの間、授業料・諸費の納入を猶予し、支援区分決定後に授業料から支援額を減免します。2026年度春学期については、7月上旬頃に減免額を反映した授業料の銀行振込用紙を保証人宛に送付致しますので、必ず振込用紙に記載の期日までに納入してください。

ただし、**如何なる理由であれ、所定の期日(春学期は6月上旬・秋学期は11月上旬)までに支援区分が決定していない場合は、授業料・諸費の全額を請求します。**

なお、納入後に、授業料等の減免対象であることが確認できた学生には、支援区分に応じた減免額を後日還付します。また、授業料・諸費の納入猶予を希望しない場合も同様に後日、還付する取扱いとなります。

新入生の方が、入学初学期(春学期(4月))に新規出願する場合は、既に授業料を納入しているため、授業料等の減免対象であることが確認できた人には、学生本人名義の口座への振込をもって減免相当額を還付します。

VI 各キャンパス奨学金窓口

千里山キャンパス	 <p>凜風館 1階 奨学支援グループ</p> <p>誠之館2号館 1階 多目的会議室</p> <p>正門</p>	学生センター 奨学支援グループ
		〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く
高槻キャンパス	 <p>A棟(管理・研究棟)1階 高槻オフィス</p> <p>バス停留所 (関西大学)</p>	高槻オフィス
		〒569-1095 高槻市霊仙寺町2-1-1 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く
高槻ミューズキャンパス	 <p>西館(大学・大学院学舎棟) 2階 ミューズオフィス</p>	ミューズオフィス
		〒569-1098 高槻市白梅町7-1 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く
堺キャンパス	 <p>A棟 1階 堺キャンパス事務室</p>	堺キャンパス事務室
		〒590-8515 堺市堺区香ヶ丘町1-11-1 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く
吹田みらいキャンパス	 <p>サウスウイング 地下1階 吹田みらいキャンパス事務室</p>	吹田みらいキャンパス事務室
		〒565-8585 吹田市山田南50-2 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く

相談特設電話：06-6368-1190
【取扱時間：10時～17時（土日・祝日・休業期間中を除く）】